

令和3年9月1日

保護者の皆様へ

小林市立野尻小学校
校長 児玉 善彦

教職員による児童へのわいせつ行為等の防止について

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

さて、近年、全国的にわいせつ行為等により懲戒処分等を受ける教職員の数が増加傾向にあり、今般「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立しました。

この法律を受けて、県全体で児童生徒に対するわいせつ行為等の根絶に向けた取組が進められますが、本校におきましても、「不祥事は絶対に起こさない」という覚悟で、下記のとおり取り組んで参ります。

つきましては、内容を確認の上、協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 セクハラ・わいせつ行為等に関する相談窓口は以下のとおりですので、何かありましたら遠慮なく相談ください。

学校内 セクハラ・わいせつ相談員 0984-44-1018

県教育委員会 教職員課 0985-26-7241

- 2 教職員が児童とメール・SNS 等でやりとりすることを原則として禁止しています。
(各学校で公式に許可された学習支援システム以外において)
ただし、やむをえない場合は、校長の許可を得ることとしています。
- 3 教職員は、児童からの相談がある場合はメール等で対応するのではなく、管理職等に報告した上で、学校での直接面談で行うこととしています。
- 4 児童にも、安易にメール等を教職員に送信することがないよう指導しています。
- 5 教職員は、原則として児童を自分の車に同乗させないこととしています。
- 6 教職員は、原則として児童を自宅に招かないこととしています。